

令和8年（フ）第1376号

千葉県市川市宮久保2丁目25番16号（エトワール201号）
債務者 古崎 陽羽

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 窪田 優司
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1411号

千葉市緑区越智町737番地237
債務者 池田 拓海

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 史泰
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1389号

千葉市美浜区幸町2丁目15番11棟506号
債務者 市原 和也

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相田 敦史
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1404号

千葉市花見川区花園3丁目18番5号 パークアベニュー106号
債務者 吉田 裕一（旧姓栗屋）

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中間 一裕
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1405号

千葉市花見川区花園3丁目18番5号 パークアベニュー106号
債務者 吉田 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中間 一裕
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1421号

千葉市中央区末広1丁目21番11ー1号 コネクトパーク末広301号
債務者 太田 海世

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝倉 賢大
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第1952号

名古屋市長区南大高3丁目111番地
債務者 大山 良春

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 友香
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第145号

宮崎県東臼杵郡門川町加草1丁目63番地
債務者 金丸 竹晴

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 明三
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年（フ）第5197号

大阪府東大阪市川中5番1号 301号
債務者 進士 健吾

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内藤 至堂
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4061号

大阪市住吉区荻田9丁目16番21ー805号
債務者 マインズこと 中峯 英希

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4070号

大阪市東住吉区住道矢田5丁目11番5号
ファイン・ヴィラ 203号
債務者 西尾 和也

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 裕崇
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4123号

大阪府枚方市西船橋2丁目57番8ー103号
債務者 エヌケイ工業こと 長田 和久

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 央貴
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第36号

長崎県島原市湊新地町435ー13 ミナトマンションI 302
債務者 大久保萌華

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平山 愛
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和8年（フ）第172号

山形県天童市鎌田本町2丁目9番1号
債務者 安孫子樹美也

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月22日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年（フ）第18号

岩手県宮古市近内1丁目5番3号
債務者 佐久間 淳

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和8年（フ）第1413号

愛知県小牧市大字東田中35番地11
債務者 蒔江 竜一

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1417号

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字塩屋浦11番地の1
債務者 瀬戸 靖彦

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1583号

名古屋市名東区本郷2丁目170番地の2 シティライフ本郷4C号
債務者 今西 瑞希

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1613号

名古屋市瑞穂区軍水町2丁目17番地 レオパレス21R X新瑞橋104号、従前の住所名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮
債務者 吉林 寛則

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1629号

愛知県尾張旭市上の山町山畑3093番地1
債務者 白井 俊之

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部